

事業事前評価表（開発計画調査型技術協力）

作成日：平成 25 年 11 月 15 日

担当部署：経済基盤開発部

1. 案件名
東ティモール国「ディリ都市計画策定プロジェクト」
2. 協力概要
<p>(1) 事業の目的</p> <p>ディリ都市圏（ディリ県の4郡（Dom Alexio, Nain Feto, Vera Cruz, Cristo Rei）、及びリクイシャ県（Liquica District）のティバール村）において、①2030年を目標とした都市開発マスタープラン作成、②2020年を目標としたアクションプラン作成、③都市計画策定に係る技術移転、④東ティモール国政府が準備中の都市計画に係る法制度整備に対するアドバイス、を行うことにより、包括的な都市計画に基づくディリ都市圏の持続的な発展及び生活環境の改善に寄与する。</p> <p>(2) 調査期間</p> <p>2014年2月～2015年4月 計15ヶ月（予定）</p> <p>(3) 総調査費用</p> <p>2.5億円</p> <p>(4) 協力相手先機関</p> <p>公共事業省 住宅・都市計画局</p> <p>(5) 計画の対象（対象分野、対象規模等）</p> <p>対象エリア： ディリ都市圏（ディリ県の4郡（Dom Alexio, Nain Feto, Vera Cruz, Cristo Rei）、及びリクイシャ県（Liquica District）のティバール村）</p> <p>人口： 223,793人（2010年国勢調査）</p> <p>面積： 178.62km<sup>2</sup></p>
3. 協力の必要性・位置付け
<p>(1) 現状及び問題点</p> <p>東ティモール国は 2002 年の独立後、国連やドナーの支援を受けながら国づくりを行ってきた。これまでは「復興」を中心にインフラや制度構築を行ってきたが、今後は東ティモール国の開発戦略計画（Strategic Development Plan (SDP) 2010-2030）で示されるように「開発」を目的にした国づくりへと移行している。</p> <p>同国の首都であるディリ県は、6つの sub-district（郡）、31の Suco（村）、241の aldeias（集落）で構成されている。ディリ県の人口は 234,026 人（2010 年センサス）であり、都市人口の増加は著しく、ディリ県の人口増加率は 4.1%/年にのぼり、全国平均（2.45%）の人口増加より高く、2020 年には都市人口率は 30% を超える予測となっている。また、行政施設の建設や都市人口の増加による住宅建設が加速しており、人口増加による基礎インフラやユーティリティ不足につながっている。これら、都市人口の急激な増加に対して、セクターをまたがる包括的な対策は取られていない状態であり、無秩序な都市化、車両の増加による交通渋滞、生活環境問題、等の都市問題が生じており、同国の最大の課題である経済活動の活性化を妨げる要因となっている。</p> <p>このような状況を受け、SDPでは経済・社会の中心と位置付けたディリ都市圏（ディリーティ</p>

バールーヘラ戦略地域)を対象として、複数セクターを跨ぐ包括的な計画としての都市開発マスタープランの策定が必要となっているが、2013年現在、都市開発マスタープランに相当する計画は未整備の状況である。

#### (2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

同国の開発の戦略計画であるSDPにおいて戦略地域として位置付けられたディリ都市圏(ディリーティバールーヘラ戦略地域)を対象範囲とし、東ティモール国の最大の課題である経済活動活性化を包括的な都市開発マスタープラン策定により目指すプロジェクトであり、上記政策に合致するものである。

#### (3) 他国機関の関連事業との整合性

同国に対して、独立後の復興支援として他国機関が様々な支援を行っている。本協力は、ディリ都市圏の各セクター計画及び事業の傘となる上位のマスタープラン策定のため、下記に記した他国機関・ドナーが実施中の個別セクターの取り組みをレビューしつつ、整合性のとれた包括的な都市計画を策定する。

##### 1) 上水

- ・Dili Urban Water Supply Sector Project (2008年~2014年)(ADB 無償)
- ・Strengthening Water Sector Management and Service Delivery (2012年~2013年)(ADB TA)
- ・Dili Water Supply Public-Private Partnership Project (2013年~)(ADB TA)

##### 2) 下水

- ・Dili Sanitation and Drainage Master Plan-Sanitation (2012年)(オーストラリア)

##### 3) 排水

- ・Dili Sanitation and Drainage Master Plan-Drainage (2012年)(オーストラリア)

##### 4) 道路

国道整備(JICA, ADB, WB)が中心で、ディリ都市圏を対象とした支援は行っていない。国道整備の詳細を以下に示す。

- ・1号線(Dili - Bacau): JICA(有償)
- ・2号線(Dili - Ainaro): WB(有償)
- ・3号線(Dili - Motaain): ADB(無償)
- ・3号線(Batugsde - Maliana): ADB(無償)
- ・4、11号線(Tibar - Ermera): ADB(無償)
- ・9号線(Manatuto - Natubore): ADB(有償)

##### 5) 空港

- ・PPP調査(IFC)

##### 6) 港湾

- ・Public-Private Partnerships Transaction Advisory, Tibar Bay Port (2012年~2014年)(IFC)

#### (4) 我が国及びJICAの援助方針

本プロジェクトは3つの対東ティモール国援助重点分野の1つである「政府・公共セクターの能力向上」に位置付けられ、東ティモール国が今後安定的に発展していくための最大の課題である経済活動の活性化に資する協力である。

#### 4. 協力の枠組み

##### (1) 調査項目

- 1) 東ティモール国の現況把握・分析
- 2) ディリ都市圏の現況把握・分析
  - ①. 経済・産業現況把握・分析、制約条件・ポテンシャル整理
    - ・ 経済・財政、農林水産業、工業、観光
  - ②. 都市インフラ現況把握・分析
    - ・ 交通量調査、道路・交通、空港・港湾、洪水対策・排水、上水・下水、廃棄物管理、電力・通信
  - ③. 都市空間現況把握・分析
    - ・ ディリ都市圏の都市開発、土地利用、環境
- 3) 都市開発マスタープラン作成
  - ①. 2030年を目標とした都市開発政策・ビジョン
    - ・ 開発フレームワーク、シナリオ、戦略
    - ・ 産業振興政策整理（農業、製造業、観光）（既存戦略・計画の整理に留める）
    - ・ 投資促進政策（SEZを含む）提案（土地利用との関連）
  - ②. 2030年を目標とした都市開発マスタープラン
    - ・ ストラクチャープラン、土地利用計画、都市開発ガイドライン、ディリ都市圏のGISデータベース（関連セクター情報を含む）、組織・制度強化、人材育成計画
  - ③. 2020年を目標としたアクションプラン
    - ・ 道路ネットワーク計画、空港・港湾計画、洪水対策・排水計画、上水・下水計画、廃棄物管理計画、電力・通信計画、公共施設計画
- 4) 都市計画策定に係る技術移転、カウンターパートを対象にした人材育成、本邦研修実施
- 5) 東ティモール国政府が準備中の都市計画に係る法制度整備に対するアドバイス実施

##### (2) アウトプット（成果）

- 1) 2030年を目標とした都市開発マスタープランを策定する。
- 2) 2020年を目標としたアクションプランを策定する。
- 3) ディリ都市マスタープランの承認手続き、都市計画関連の法制度整備に係る提言を行う。
- 4) 都市計画策定に係る技術移転を実施する。

##### (3) インプット（投入）：以下の投入による調査の実施

###### 1) コンサルタント（分野／人数）

人数：13名

合計：50M/M

分野：総括/都市計画、土地利用計画/ GIS データベース、交通計画/道路計画、空港・港湾、上水・下水、洪水対策・排水、廃棄物管理、電力・通信、社会・経済フレーム、産業振興、投資振興/物流/SEZ、環境社会配慮、組織・制度/人材育成

###### 2) その他 研修員受入れ

本邦研修

#### 5. 協力終了後に達成が期待される目標

(1) 提案計画の活用目標

策定された都市開発マスタープランがディリ都市圏の都市開発計画として承認され、同計画に基づく事業が実施される。

(2) 活用による達成目標

提案計画が活用されることにより、ディリ都市圏において調和のとれた各セクターのプロジェクトが進行し、生活の質が高く、産業活力のある持続的な都市が形成される。また、都市計画に関わる東ティモール国側関連機関の行政能力（計画策定能力）が向上し、都市の適正な成長が誘導される。

6. 外部要因

(1) 協力相手国内の事情

- 1) 政策的要因： 政権交代など政府内部事情によって提案計画が形骸化しない。開発政策の変更により都市開発分野の優先度が低下しない。
- 2) 行政的要因： 関係省庁・機関の権限が変更されない。
- 3) 経済的要因： 国内の経済状況が極度に悪化しない。アクションプランで提示された事業の事業化に必要な予算が不足しない。
- 4) 社会的要因： 各地域人口の極端な増減・移動が発生しない。
- 5) 治安的要因： 対象地域の治安が悪化しない。

(2) 関連プロジェクトの遅れ

特になし

7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮（注）

環境社会配慮

(1) カテゴリ分類 B

(2) カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。

(3) 環境許認可

都市開発マスタープランの策定に際しては、東ティモール国の国内法上、環境影響評価（EIA）の実施は義務付けられていない。

(4) 汚染対策

本格調査にて確認する（マスタープランの実施段階において大気汚染、水質汚濁等の発生の可能性があることから、本格調査では戦略的環境アセスメント（SEA）を踏まえた検討を行う）。

(5) 自然環境面

本格調査にて確認する（対象地域のディリ都市圏には3つの保護区が存在していることから、本格調査では戦略的環境アセスメント（SEA）を踏まえた検討を行う）。

(6) 社会環境面

本格調査にて確認する（マスタープランの実施段階で一定の住民移転・用地取得が発生する可能性があることから、本格調査では戦略的環境アセスメント（SEA）を踏まえた検討を行

う)。

(7) その他・モニタリング

都市開発マスタープランの策定過程では、関係政府機関、ドナー機関、NGO、一般市民等の幅広い利害関係者とのステークホルダー協議を行うことを通じて、計画の実効性と環境社会面での適切な配慮を確保する。また、マスタープランの実施段階での環境社会影響のモニタリングの在り方につき、本格調査で検討する。

8. 過去の類似案件からの教訓の活用 (注)

(1) 類似案件からの教訓

「ベトナム国ダナン市都市開発マスタープラン調査 (2009)」では、セクター別の縦割り行政システムによる情報の分断化が課題とされ、カウンターパート機関が議長となりステアリングコミッティ・作業委員会の設置や調査に対するフルタイムのカウンターパートの配置を行い、調査の進捗及びマスタープランの承認作業を支援する部署を明確化することが教訓として挙げられた。

(2) 本事業への活用

本プロジェクトにおいては、カウンターパート機関が議長となり合同調整委員会および作業部会を設置し、各々の役割及び想定メンバーを協議議事録にて確認した。これにより、各セクターに跨る包括的なマスタープラン策定において、政策決定者レベル及び行政技術官レベルにおける関係政府機関間の情報共有を整合性を保って実施することができ、また策定されたマスタープランの実効力を担保するための承認プロセスを明確化することができる。

また、本プロジェクトの中で各セクターの計画及び事業を一枚の地図に記し、関係政府機関間の都市計画マスタープランにおける互いの関係を共有することで、各セクターの相互作用・整合性担保の促進をすることができる。

9. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる指標

1) 活用の進捗度

- ・ 策定された都市開発マスタープランの承認に向けた審議状況
- ・ 同計画に基づいて着手されたアクションプランの事業数

2) 活用による達成目標の指標

- ・ 土地利用計画に基づくインフラ整備状況、交通渋滞の緩和、上水道整備率の改善状況、都市計画行政 (計画策定及び更新) の能力向上度

(2) 上記 (a) および (b) を評価する方法および時期

- ・ 調査終了3年後 事後評価
- ・ 必要に応じてフォローアップ